

令和8年度 阪南市留守家庭児童会入会申請案内

阪南市留守家庭児童会 指定管理者
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

就労等の事由により、保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、適切な遊び及び生活指導の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的として各小学校敷地内に留守家庭児童会を設置しています。

入会を希望する場合は、申請書類を持参の上、申請期間内（裏面8を参照）にお申込みください。
申請書類は、各留守家庭児童会、市役所（生涯学習推進室 28 番窓口）で配付しています。
留守家庭児童会ウェブサイト、市ウェブサイトからもダウンロードできます。



1. 対象

保護者が就労等の理由で、午後5時頃まで家庭にいない世帯の児童。

※就労の場合は1ヶ月のうち概ね15日以上働いている方。

※その他の場合はご相談ください。

2. 開設場所及び定員数

児 童 会 名	定 員	開 設 場 所	所 在 地	電話番号
東鳥取留守家庭児童会	120 名	東鳥取小学校内	石田 600-1	472-1173
下荘留守家庭児童会	60 名	下荘小学校内	箱作 2320	476-3256
舞留守家庭児童会	40 名	舞小学校内	舞 4-6-31	471-9353
朝日留守家庭児童会	70 名	朝日小学校内	自然田 272-1	473-1498
西鳥取留守家庭児童会	80 名	西鳥取小学校内	鳥取 72	473-0971
桃の木台留守家庭児童会	100 名	桃の木台小学校内	桃の木台 5-423-33	487-6712
新上荘留守家庭児童会	80 名	上荘小学校内	下出 548-1	496-0340
尾崎留守家庭児童会	50 名	尾崎小学校内	尾崎町 5-33-8	471-7547

3. 開設期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの月曜日から土曜日

4. 開設時間（別途、早朝保育・延長保育・長時間延長保育があります）

(1) 下校時から午後5時まで

(2) 土曜日、学校長期休業期間（春休み・夏休み・冬休み）等は午前9時から午後5時まで

5. 各種延長保育（別途、早朝保育料・延長保育料・長時間延長保育料が必要です）

保護者のいずれもが就労等のため帰宅時間が午後5時を超える場合で、通常保育又は延長保育利用後にお迎えが可能な家庭。

(1) 早朝保育 午前8時から午前9時

※土曜日、学校長期休業期間（春休み、夏休み、冬休み）等

(2) 延長保育 午後5時から午後6時

(3) 長時間延長保育 午後6時から午後7時

6. 休会日 原則として休会日における利用料等の返金はできません。

(1) 日曜日及び祝日

(2) 年末年始（12月29日から1月3日）

(3) 災害、気象警報等の発令等で小学校が休業、またはそれに準じて一斉下校となった日

(4) インフルエンザ等で学級、学年、学校閉鎖になった日

(5) その他、やむを得ない事由で指定管理者が休会と認めた日

7. 利用料等

	月～金	月～土
(1) 保育料 ※2人以上の場合、保育料の低い方の児童の保育料は半額	1ヶ月 6,200円	1ヶ月 7,200円
(2) おやつ代・教材費	1ヶ月 1,300円	1ヶ月 1,500円
(3) 損害保険料（スポーツ安全保険・加入必須）	入会時 800円（入会許可後初回引き落とし）	
(4) 各種延長保育料（希望者のみ） 午前8時～9時、午後5時～6時、午後6時～7時	各1時間（1ヶ月） 1,600円／1時間 160円	

8. 入会申請

申請期間		申請場所
①令和7年12月13日（土）	午前9時～午後5時	市役所別棟2階第4・5会議室
②令和7年12月14日（日）		
③令和7年12月15日（月）	午前9時～午後7時	

(1) 必要書類 下記の書類を提出ください。 ※全て揃っていないと受付できません。

- ① 入会申請書（表面）、児童の状況（裏面）
- ② 就労証明書（※就労以外の理由の場合は理由書に証明書類を添付してください。）
- ③ 緊急連絡先登録書 兼 緊急連絡アプリ登録の同意書 兼 お迎えにかかる代理人登録届出書
- ④ 個人情報の取り扱い同意書
- ⑤ 延長保育及び長時間延長保育申込書（月極）（※該当者のみ）
- ⑥ 減額・免除申請書（※該当者のみ）

（※証明書の添付が必要。兄弟姉妹で入会する場合の証明書類は1通で可。詳細は9を参照。）

※利用料等の支払い方法は、入会決定後に通知します。

9. 保育料の減額、免除

下記の事由に該当する場合は減額・免除の申請を行うことができます。

- (1) 保育料の全額
 - ① 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯に属する児童の保護者（※生活保護受給証明書を添付）
 - ② 生活保護世帯を除く、令和7年度市民税が非課税の世帯に属する児童の保護者（※令和7年度市民税課税（所得）証明書を添付）
- (2) 保育料の半額
 - ① 令和7年度市民税が均等割のみの課税世帯に属する児童の保護者（※令和7年度市民税課税（所得）証明書を添付）
 - ② 災害その他やむを得ない事由により保育料を納付することが困難であると認められる世帯に属する児童の保護者（※証明書類を添付）

10. 入会

- (1) 申込受付期間内の申請により審査し、入会の適否を決定します。
- (2) 入会の適合者が定員を超過した場合は、学年齢や児童及び家庭の総合的状況によって入会を決定し、入会できなかった児童は待機となります。
- (3) 入会が許可になりますと、入会許可通知とともに保護者説明会の開催案内を送付します。
- (4) 一斉受付期間後、定員に満たない児童会は、随時、各児童会にて申請受付を行います。

※申請期間後の入会申請は、各児童会に電話連絡のうえ、申請してください。受付時間は平日午後5時以降または、土曜日です。

11. 退会

- (1) 年度末には全員退会となり、引き続き入会を希望する場合は、再度、申請が必要です。
- (2) 年度途中でも、次の場合は退会となりますので、①及び②の場合は退会届をご提出ください。
 - ① 諸事情により入会対象でなくなったとき
 - ② 児童及び保護者が退会を希望したとき
 - ③ その他当社が退会を適当と認めたとき（ア）集団生活を乱し、留守家庭児童会の運営に支障をきたす恐れがあるとき
 - （イ）特別の理由がなく保育料を滞納したとき （ロ）特別の理由がなく2ヶ月以上休会したとき

【問合せ先】
○入会に関すること…各留守家庭児童会（裏面2の開設場所に記載の電話番号をご確認ください。）
○留守家庭児童会全般に関すること…阪南市留守家庭児童会指定管理者 シダックス大新東ヒューマンサービス(株)
関西営業所 ☎06-6539-2180 阪南事務局 ☎072-472-1108